

大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額制度のご案内

マンションの大規模修繕工事を行い、以下の要件に該当する場合は、そのマンションに係る固定資産税が減額されます。

1 減額措置の適用条件

- (1) 新築された日から20年以上が経過していること
- (2) 総戸数が10戸以上であること
- (3) 過去に長寿命化工事を行っていること
- (4) 令和3年9月1日以降に、長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額を管理計画の認定基準未満から認定基準以上に引き上げていること
- (5) マンション管理計画の認定を取得していること
- (6) 長寿命化工事を行っていること ※外壁塗装等工事，床防水工事及び屋根防水工事
- (7) 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に工事が完了するものであること

2 減額措置の内容

- (1) 減額される額 固定資産税額（家屋）の3分の1を減額
- (2) 減額対象床面積 1戸当たり100㎡までの居住部分
- (3) 減額期間 申告した年の翌年度1年間

※この減額措置は該当のマンションにつき1度しか受けることはできません。

※この減額措置は、他の減額措置と同じ年度に併用することはできません。

3 申告手続き

柏市の「大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額適用申告書」による申告が必要です。

※工事完了後3ヶ月以内に提出してください。3ヶ月を経過した後に申告する場合は、その理由を申告書に記入してください。

4 添付書類

- (1) 総戸数を確認できる書類
- (2) 管理計画の認定通知書又は変更認定通知書の写し
- (3) 大規模の修繕等証明書（写しも可）
- (4) 過去工事証明書（写しも可）
- (5) 修繕積立金引上証明書（写しも可）

問い合わせ先

固定資産税減額に関すること：柏市役所資産税課 家屋担当

Tel 04-7167-1111 (内) 344・345・346

管理計画認定に関すること：柏市役所住宅政策課 (内) 633